

建設工事入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(建設工事の場合)

※竣工期日が令和元年10月1日を過ぎる場合

平成31年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成31年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接工事費の97\%)+(共通仮設費の90\%)+(現場管理費の90\%)+(一般管理費等の55\%)】} \times (1.10)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

調査基準価格等 = $\frac{\text{【(直接工事費の97\%)+(共通仮設費の90\%)+(現場管理費の90\%)+(一般管理費等の55\%)】} \times (1.10)}{\text{千円未満(切り捨て)}}$

千円未満(切り捨て)

② $7.0/10 > \alpha$ 調査基準価格等 = $\frac{\text{入札書比較価格(「予定価格」より消費税を除いた金額)} \times 7.0/10 \times (1.10)}{\text{千円未満(切り捨て)}}$

③ $9.0/10 < \alpha$ 調査基準価格等 = $\frac{\text{入札書比較価格(「予定価格」より消費税を除いた金額)} \times 9.0/10 \times (1.10)}{\text{千円未満(切り捨て)}}$

※最低制限価格の計算について

①の場合、千円未満切り捨てた後に消費税を加算します。

②、③の場合、入札書比較価格(予定価格の税抜き額)に7.0/10もしくは9.0/10を掛け、千円未満切り捨てた後に、消費税を加算します。

建設コンサルタント等入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務の場合)

※竣工期日が令和元年10月1日を過ぎる場合

平成31年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成31年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接人件費の額)+(直接経費の額)+(その他原価の90%)+(一般管理費の50%)】} \times (1.10)}{\text{(予定価格)}}$$

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = $\text{【(直接人件費の額)+(直接経費の額)+(その他原価の90%)+(一般管理費の50%)】} \times (1.10)$

※ アンダーライン部分(税抜)を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

↓
1万円未満(切り捨て)

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $7.0/10$ × (1.10)

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $9.0/10$ × (1.10)

↓
1万円未満(切り捨て)

※ ②、③については、予定価格とは設計価格(予定価格の税抜)に $7.0/10$ もしくは $9.0/10$ を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。

測量業務入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(測量業務の場合)

※竣工期日が令和元年10月1日を過ぎる場合

平成31年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成31年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接測量費の額)+(測量調査費の額)+(諸経費の60%)】} \times (110/100)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = $\text{【(直接測量費の額)+(測量調査費の額)+(諸経費の60%)】} \times (110/100)$



※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $7.0/10$ × $(110/100)$

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $9.0/10$ × $(110/100)$



1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に $7.0/10$ もしくは $9.0/10$ を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。

地質調査業務入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(地質調査業務の場合)

※竣工期日が令和元年10月1日を過ぎる場合

平成31年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成31年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接調査費の額)+(間接調査費の90%)+(解析等調査業務の80%)+(諸経費の50%)】} \times (1.10)}{\text{(予定価格)}}$$

県：H28.6.1改正

最低制限価格の算出方法 e

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = $\text{【(直接調査費の額)+(間接調査費の90%)+(解析等調査業務の80%)+(諸経費の50%)】} \times (110/100)$

※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

↓
1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $7.0/10$ × (1.10)

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × $9.0/10$ × (1.10)

↓
1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に $7.0/10$ もしくは $9.0/10$ を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。

建築設計業務入札執行に伴う最低制限価格の取り扱いについて

(建築設計業務の場合)

※竣工期日が令和元年10月1日を過ぎる場合

平成31年度に実施します最低制限価格の算出については、県の基準を参考に下記により実施しますので通知します。

◎ 平成31年度の最低制限価格の算出方法

$$\alpha = \frac{\text{【(直接人件費の額)+(特別経費の額)+(技術料等経費の100%)+(諸経費の60%)】} \times (110/100)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

県：H26.6.1 改正

最低制限価格の算出方法

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

最低制限価格 = 【(直接人件費の額)+(特別経費の額)+(技術料等経費の100%)+(諸経費の60%)】 × (110/100)

※ アンダーライン部分（税抜）を計算し、これを1万円未満切り捨てた後に消費税を加算。

↓
1万円未満（切り捨て）

② $7.0/10 > \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × 7.0/10 × (110/100)

③ $9.0/10 < \alpha$ 最低制限価格 = 「予定価格」 × 9.0/10 × (110/100)

↓
1万円未満（切り捨て）

※ ②、③については、予定価格とは設計価格（予定価格の税抜）に7.0/10もしくは9.0/10を乗じ、この1万円未満を切り捨てた後に消費税を加算。